

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年10月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20231011	株式会社玉利タクシー (法人番号 4180001097279) 代表 者安井春雄	愛知県愛西市勝幡町2478 番地の1	本社営業所	愛知県愛西市勝幡町2478 番地の1	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業 運輸規則第21条第1項	令和5年6月22日、監査方針に基づき、監査を 実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間 等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業 運輸規則第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違 反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5 項)、(3)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車 運送事業運輸規則第24条第5項)、(4)業務の記 録の記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸 規則第25条第3項)、(5)乗務員等台帳の記載事 項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37 条第1項)、(6)特定の運転者に対する指導義務 違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第 2項)、(7)特定の運転者に対する運転適性診断 未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条 第2項)	2	2
2	20231016	楠交通株式会社(法人 番号4180001011990) 代表者榊原康雄	愛知県名古屋市北区如来 町100番地	本社営業所	愛知県名古屋市北区如来 町100番地	輸送施設の使用停止 (130日車)及び文書警 告	道路運送法第20条	令和5年6月12日及び令和5年6月16日、監査 方針に基づき、監査を実施。11件の違反が認 められた。(1)営業区域外旅客運送違反(道路 運送法第20条)、(2)乗務時間等基準告示の遵 守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条 第1項)、(3)点呼の実施義務違反(旅客自動車 運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、 (4)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送 事業運輸規則第24条第5項)、(5)業務の記録の 記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則 第25条第3項)、(6)運行記録計による記録義務 違反(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第 2項)、(7)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅 客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(8) 特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自 動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(9)特定 の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客 自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(10) 整備管理者の研修受講義務違反(旅客自動車 運送事業運輸規則第46条)、(11)補助者の要件 違反(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の 9第3項)	13	13

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年10月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
3	20231026	平和タクシー株式会社 (法人番号 1080101001731) 代表 者鈴木智善	静岡県沼津市市道町11番 19号	三島営業所	静岡県三島市梅名315-4	輸送施設の使用停止 (30日車)及び文書警告	道路運送法第23条第3 項	令和5年7月24日及び令和5年8月4日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任解任届出違反(道路運送法第23条第3項)、(2)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(4)運転者等に対する指導監督記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(5)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(6)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(7)整備管理者の選任変更届出違反(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。